

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	家庭・地域教育課
------	----------

県立生涯学習センターの利用料金の承認

根拠条文

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第11条第2項
利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

審査基準

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第11条第2項に規定する利用料金は、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）指定管理募集要項2-（2）-イ-（キ）による。

（鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）指定管理募集要項は、家庭・地域教育課で閲覧できるとともに、本県のホームページからダウンロードできます。）

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
20日	機 関		機 関		
	期 間	日	期 間	20日	